

執筆者:

[E-mail](#) 廣澤 太郎[E-mail](#) 辻本 直規[E-mail](#) 田中 栄里花

1. はじめに

ベトナムにおいて、安全な食品へのアクセスは基本的人権として保障されており、あらゆる面で保護されなければならない、食品の安全性の確保は、将来の世代のためにも極めて重要な課題とされています¹。また、日々の食事は人間にとって欠かせないものであり、食品産業は、国の社会的・経済的発展において重要な役割を担う有益な産業とされています。このような認識の下、現在ベトナムにおいては、人々の健康と生命を確保しつつ、食品産業に従事する全ての関係者が円滑に事業を運営できることを目指して、食品に関する様々な法律が制定されています。

ベトナムでは、食品の安全は、製品・商品品質法、食品安全法、消費者権利保護法等の様々な主要法令により規定されています。本ニューズレターでは、ベトナムの食品安全に関する規定を最も多く含んでいる法令である2010年6月17日付の食品安全法(No. 55/2010/QH12、2018年改正)(「食品安全法」)、その下位法令(食品安全法の一部条項の指針に関する2018年2月2日付の政令15/2018/ND-CP(「政令15号」等)、及び2021年12月28日付の政令124/2021/ND-CPによって改正された2018年9月4日付の食品安全の行政処分に関する政令115/2018/ND-CP(「政令115号」)に焦点を当てて概説します。食品安全法では、主に、食品安全に関する組織及び個人の権利義務、食品の製造、取引及び輸出入における食品の安全性確保のための条件、広告、表示、食品検査、食品安全に関するリスク分析、食品安全に関する事故の防止、対応について規定されています²。

国家による食品安全管理には、農場から食卓に至る全ての過程において、中央及び地方の両レベルで複数の政府機関が関与することが必要とされています³。全国レベルの食品安全管理を所轄する主要な規制当局はベトナム保健省であり、省レベルの食品安全管理については、主に省人民委員会が地方の各保健局の支援を受けて担当しています⁴。

2. 食品及び食品関連用語の定義

「食品」とは、生鮮、生、加工又は保存された状態で人が飲食する製品をいい、化粧品、たばこ及び医薬品として使用される物質は含まれないと定義されています⁵。なお、「食品」について、その形態にかかわらず、卵、牛乳、生豚肉、果物、ハンバーガー、スパゲッティ等、飲食可能な製品は、基本的に食品として理解されていますが、食べることのできる化粧品や医薬品等の一部の食用品や消費者製品については、ベトナム当局は食品としてみなしていません。

また、食品安全法では、「生鮮食品」、「微量栄養素強化食品」、「機能性食品」、「遺伝子組換え食品」、「放射線照射食品」、「包装食品」など、食品を更に分類化した各用語の定義も定められています。

¹ 2020年1月11日開催の食品安全に関する全国オンライン会合における、グエン・スアン・フック首相(当時)の発言

² 食品安全法第1条

³ 食品安全法第X章

⁴ 食品安全法第61.2条及び第61.4条

⁵ 食品安全法第2.20条

生鮮食品 ⁶	：	肉、卵、魚、水産物、野菜、生鮮果物その他の加工されていない食品
微量栄養素強化食品 ⁷	：	一般の人々の健康又は特定のグループの健康のために、ビタミン、ミネラル、微量元素の欠乏を予防及び改善することを目的としてこれらの物質を補充した食品
機能性食品 ⁸	：	<p>人の身体機能の補助、身体への快適性の付与、免疫システムの向上、罹患リスクの減少のために使用される食品。機能性食品はさらに以下のとおり分類されます。</p> <p>(i) 健康保護食品：健康補助食品又は栄養補助食品とも呼ばれ、人の身体機能を維持、増進、改善する目的で日々の食事を補うために用いられる製品であって、(a)ビタミン、ミネラル、アミノ酸、脂肪酸、酵素、プロバイオティクス及びその他の生物活性物質、並びに(b)抽出物、分離物、濃縮物若しくは代謝物の形態による動物、鉱物及び植物等の天然由来物質又はそれらの組み合わせから構成される食品⁹</p> <p>(ii) 医療用栄養食品：特定医療目的食品ともいい、経口又は経管摂取することができ、患者の食事を調整するために処方され、医療職員の監督下で使用が認められる食品¹⁰</p> <p>(iii) 特定用途食品：コーデックス委員会の定める食事制限者、高齢者、その他特定の対象者のための食品で、使用者の身体的状態又は具体的な病状及び障害に伴う特別な食事制限を満たすために、特別に加工又は配合された食品¹¹</p>
遺伝子組換え食品 ¹²	：	遺伝子組換えにより改変された遺伝子を1つ以上を有する食品
放射線照射食品 ¹³	：	食品の劣化を防止及び処理するために放射線を照射した食品
包装食品 ¹⁴	：	完全に包装及び表示され、その後の加工又は直接消費のために直接販売ができる状態にある食品

食品は人によって消費されるものであるため、「食品安全」とは、食品を飲食する人がその食品を摂取しても無害であることを保証する全ての行動を含みます¹⁵。食品安全のための取組みの一つとして、食品安全の保証のための規制の整備があり、人の健康及び生命に関わる食品の安全性を確保することを目的として、食品、食品の製造及び取引の事業場に関する技術規則やその他食品の製造及び取引に関する規則が当局により制定されています¹⁶。

なお、ベトナム法上、「新規食品(novel food)」に関する規制は現時点では存在しません。一般的な原則としては、新規食品が消費又は加工に供される場合、以下に記載される食品全般に関する既存の法規制が適用されることとなります。

⁶ 食品安全法第 2.21 条

⁷ 食品安全法第 2.22 条

⁸ 食品安全法第 2.23 条

⁹ 政令 15 号第 3.1 条

¹⁰ 政令 15 号第 3.2 条

¹¹ 政令 15 号第 3.3 条

¹² 食品安全法第 2.24 条

¹³ 食品安全法第 2.25 条

¹⁴ 食品安全法第 2.27 条

¹⁵ 食品安全法第 2.1 条

¹⁶ 食品安全法第 2.6 条

3. 食料安全管理の基本原則

ベトナムの食品安全法は、食品安全に関する一定の管理原則を定めています。例えば、(i)食品を生産又は取引する全ての組織及び個人が食品安全に責任を負うこと、(ii)食品の生産及び取引は条件付き事業であり、食品生産者及び取引業者は自らが生産又は取引する食品に対して責任を負わなければならないこと、(iii)食品安全管理は、政府当局が制定する各技術規則及び規定、食品生産者及び取引業者が適用を宣言する基準に基づいて行わなければならないこと、(iv)食品安全管理は、食品安全に関するリスク分析に基づき、生産及び取引過程を通じて実施されなければならないこと等が定められています¹⁷。ベトナムの食品安全に関する全ての法律及び規制は、上記の諸原則に沿って制定され、実施されています。

4. 食品産業関係者の主要な権利及び義務

(1) 食品生産者¹⁸

食品生産者は、主要な食品産業関係者であり、また、食品の品質及び安全性の確保に関し、初期段階で重要な役割を果たします。食品生産者は、重要かつ広範な権利を有しており、(i)自らが生産する製品基準を決定及び宣言し、食品安全を確保するための内部管理措置を適用すること、(ii)食品取引業者に対し、安全でない食品の回収及び処分について協力を要請すること、(iii)規制適合性の認証を受けるため、適切な適合性評価機関及び検査機関を選択すること、(iv)自己の製品に基準適合印や規制適合印、その他のマークを使用することができること等の権利を有します。

上記の権利とは別に、食品生産者は、食品の生産及び加工における役割を保証するため、主に以下の義務を負います。

- 食品安全に関する条件及び要件の遵守義務。具体的には、(i)安全でない食品又は公表されている基準若しくは関連技術規則に適合しない食品を検出した場合に、速やかに食品の生産を停止し、関係者に通知し、救済措置を講じること、(ii)賞味期限が切れた安全でない食品を回収し対応を行うこと、(iii)資料、食品サンプル、食品の原産地を追跡するための必要な情報を保管し、安全でない食品の原産地を追跡すること、(iv)食品生産過程における自主検査プロセスを確立すること、(v)検査手続中に管轄当局の要請に応じてサンプル取得及びサンプル検査費用を支払うこと、(vi)自らが生産した安全でない食品に起因する損害を賠償すること等
- 欠乏した場合に人々の健康に影響を与えるおそれのある特定の微量栄養素(ヨウ素、鉄、亜鉛、ビタミン A 等)の、特定の食品(食塩、小麦粉、植物油等)への補充に関する政府の規制の遵守義務
- 食品及び食品安全に関する十分かつ正確な情報の提供義務。具体的には、(i)表示、包装及び食品に添付される資料、(ii)食品安全の危険性に関する警告、食品取引業者及び消費者に対する予防方法及び食品の輸送、貯蔵、保存及び使用に関する要件の提示等

(2) 食品取引業者¹⁹

食品を消費者に届ける役割を担う食品取引業者は、食品生産者及び輸入業者に対し、(i)安全でない食品の回収及び処分への協力を要請する権利、及び(ii)食品安全を維持するための内部管理措置に関する決定、食品安全検査・輸入食品の規制適合性認証の適格事業所の選定を行うよう要請する権利を有します。

食品生産者と同様に、食品取引業者は主に以下の義務を負います。

- 取引業務及び取扱い食品における食品安全に関する条件及び要件の遵守義務。具体的には、(i)食品の原産地、表示及び食品安全に関する書類を検査し、食品に関する書類を保管し、安全でない食品の原産地の追跡に関する要件を遵守すること、(ii)安全でない食品が検出された場合に取引業務を停止し、食品生産者又は輸入業者及び消費者に通知すること、(iii)取り扱う食品により引き起こされた食中毒又は疾病を発見次第、当該事象を管轄当局に報告し、速やかに救済措置を講じること、(iv)食品生産者、輸入業者及び管轄当局と協力し、救済措置の実施、安全でない食品の回収又は処分のために、当該食中毒事案の調査を行うこと、(v)検査手続中に管轄当局の要請に応じてサンプル取得及びサンプル検査費用を支払うこと、(vi)自らが取り扱う安全でない食品に起因する損害を賠償すること等

¹⁷ 食品安全法第 3 条

¹⁸ 食品安全法第 7 条

¹⁹ 食品安全法第 8 条

- 食品安全に関する正確な情報の速やかな提供義務。具体的には、(i)食品の輸送、貯蔵、保存及び使用過程における安全性の確保状況に関する消費者への通知、(ii)食品生産者又は輸入業者からの警告を受けた場合における、消費者に対する食品の安全性に影響を及ぼすリスク及びそのリスク発生の防止方法の提示等

(3) 消費者²⁰

消費者は、食品流通におけるエンドユーザーとして、食品の購入及び消費に際して包括的な権利及び義務を有します。具体的には、消費者は、消費者保護権利法に基づき、食品生産者、取引業者及び消費者保護団体に対し、自らの権利及び利益の保護を要求する権利を有します。また、消費者は、食品安全リスクに関する情報を速やかに提供し、食中毒や食品媒介疾患について管轄当局、医療施設、食品生産者及び取引業者に報告することが求められます。

5. 食品安全に関する条件

(1) 食品安全に関する一般的条件

食品安全法上、一般的原則として、食品は各技術基準を満たしており、病原微生物、農薬又は動物用医薬品の残留物、重金属、汚染物質、人の健康及び生命を害するおそれのある食品中のその他の物質の許容限度量に関する規制を遵守していることが求められます²¹。また、食品の種類によっては、上記の要件に加えて、食品の加工及び製造時における食品添加物及び補助物質の使用、食品の包装及び表示、食品の保存に関する規制を遵守する必要があります²²。

上記の条件のほか、前述のとおり食品に分類される各食品は、生鮮食品であれば当該食品の原産地を追跡できること²³、加工食品の場合であれば成分が相互に作用して有害物質を生成しないようにすること²⁴等、法令上の特定の条件及び要件を満たす必要があります。

(2) 食品生産及び取引における一般的な安全条件

食品生産者及び取引業者に適用される条件

食品生産者及び取引業者は、生産・取引事業所が次の条件を満たしていることを保証しなければなりません²⁵。

- 適切な面積及び場所を有し、毒物、汚染源及びその他の有害要因から安全な距離を確保していること
- 食品生産及び取引のための技術基準を十分に満たした水を保有すること
- 異なる種類の食品を加工、包装、保存及び輸送するための適切な設備及び器具、並びに昆虫及び有害動物を防止及び制御するための適切な設備を有すること
- 適格な廃棄物処理システムを有すること
- 食品取引業者及び食品生産・取引に直接従事する者に適用される食品安全の確保に関する条件及び義務を遵守すること

食品保存に適用される条件

食品生産者及び取引業者は、保存期間中に衛生状態を保ち、保存場所及び保存手段が、異なる種類の食品を別々に保存し、製品を正確に積み下ろすための十分なスペースを確保する必要があります。

また、食品を保存する際は、温度、湿度、昆虫、動物、粉塵、異臭、環境等の食品に悪影響を与える外的要因から食品を保護す

²⁰ 食品安全法第9条

²¹ 食品安全法第10.1条

²² 食品安全法第10.2条

²³ 食品安全法第11.2条

²⁴ 食品安全法第12.2条

²⁵ 食品安全法第19.1条

るための必要な措置を講じなければなりません²⁶。

食品輸送に適用される条件

食品の品質保証のため、食品輸送に使用される輸送手段は、適格な材料を用いて作られなければならない、輸送される食品は、輸送期間中、良好な保存条件下で保存されなければなりません²⁷。

(3) 食品安全のための食品添加物及び農薬に関する一般的規制

食品添加物

ベトナム法上、「食品添加物」とは、栄養価の有無にかかわらず、食品の持つ特性を保持又は改善するために生産過程で意図的に食品に添加される物質をいいます²⁸。

食品の生産及び取引における食品添加物の使用は、主に以下の要件及び原則を遵守している必要があります²⁹。

- 食品添加物の製造業者及び取引業者は、原則として、市場への流通前に食品安全適合性に関する自己申告を行い、一部の食品添加物については、当該適合性に関する自己申告を管轄当局に登録すること
- 食品添加物は、保健省が定める食品への使用が許可された添加物リストに記載されている添加物のみ食品生産に使用することができるものとし、食品添加物が当該リストに記載されていない場合、食品添加物の製造業者及び取引業者は、法令の定めるところにより、当該添加物の登録申告手続を行うこと
- 食品添加物の使用が最大許容使用量を超えていないこと
- 食品添加物は、望ましい技術的効果を達成するため、人の健康を害すること又は消費者を欺くことなく、適切な対象食品に最小限の量で使用されること
- 食品添加物の原材料の原産地が明確であり、かつ、使用期限内であること
- 食品添加物が、以下を含む食品添加物の管理要件及び技術要件を完全に満たしていること
 - ✓ 国家技術規則、又は該当する国家技術規則がない場合には管轄当局により公布される法令上の規定
 - ✓ 該当する上記規定がない場合には、国家基準
 - ✓ 該当する上記基準がない場合には、コーデックス委員会及び FAO/WHO 合同食品添加物専門委員会 (JECFA)規格、地域及び外国の規格
 - ✓ 該当する上記規格がない場合には、製造者基準

食品添加物の使用に関して違反があった場合、後記 7.(2)の通り、法令に従って処罰されます。

農薬

ベトナム法令上、「農薬」とは、害虫、病原体及び病害による植物への有害な影響の予防、抑制、排除、誘引、駆除又は緩和、植物又は昆虫の生育の調節又は制御、植物の保存目的、各種植物保護製品の使用における安全性及び有効性の向上のために用いられる物質、物質の混合物又は微生物製剤をいいます³⁰。農薬は、食品の安全性や人の健康の確保等、複数の原則に基づいて厳格な管理が行われる必要があります³¹。食品安全の一般的条件として、食品生産者及び取引業者は、とりわけ、対象食品の残留農薬の許容値に関する規定を遵守しなければなりません³²。残留農薬については、保健省により、許容農薬、特定の種類の食品における最大残留基準値(Maximum Residue Level: MRL)、外因性最大残留基準値(Extraneous Maximum Residue

²⁶ 食品安全法第 20.1 条

²⁷ 食品安全法第 21.1 条

²⁸ 食品安全法第 2.13 条

²⁹ 食品安全法第 17 条、政令 15 号第 5 条、第 6 条及び第 33 条、通達 24/2019/TT-BYT 第 7 条

³⁰ 植物保護・防疫法(No. 41/2013/QH13)(「植物保護・防疫法」)第 3.16 条

³¹ 植物保護・防疫法第 4.3 条

³² 食品安全法第 10.1 条。通達 50/2016/TT-BYT(「通達 50 号」)第 2.2 条によれば、「残留農薬」とは、農薬の使用に起因する食品中の特定の物質をいいます。

Limit: EMRL)、許容一日摂取量(Acceptable Daily Intake: ADI)に関するガイドラインが発行されており、食品生産及び取引に従事する企業及び個人はこれらの規定を遵守する必要があります。本ガイドラインには、食品中の農薬の最大残留基準値が詳細に規定されたリストが含まれており、食品生産者及び取引業者は、業務を行う上で、本リストの規定を十分に留意する必要があります³³。

残留農薬に関して食品安全上違反があった場合、後記 7.(2)の通り、法令に従って処罰されます。

6. 生産及び取引における食品安全適格性に関する認定書

ベトナム法上、全ての食品生産者及び取引業者は、一部の例外(小規模事業所、包装食品販売業者、食品容器包装の販売業者及び製造業者、ホテル内のレストラン、食品事業として登録されていない共同調理場、路上における食品販売者、GMP、HACCP、ISO22000、IFS、BRC 及び FSSC22000 等のいずれかの証明書を有する者等)を除き、食品の生産及び取引における食品安全適格性に関する認定書を取得する必要があります³⁴。

申請者は、前述の一般条件を含む、特定の食品に適用される食品安全に関する全ての条件を満たし、かつ企業登録証明書に食品取引業の登録を完了した場合に、適合認定書を取得することができます³⁵。認定書の発行当局は、申請者から完全かつ有効な書類を受領してから 15 日以内に申請者に対して実地検査を行ったうえで、申請者が関連条件を満たしていると確認された場合に、認定書を発行します。認定書の有効期間は発行日から 3 年間で、更新を行う場合は、現在の認定書の期間満了の 6 か月前までに更新申請書類を提出する必要があります³⁶。申請者は、認定書取得後の有効期間中、食品安全に関する各種条件を満たさなければならず、条件を満たすことができない場合には、認定書は取り消されます³⁷。

認定書の発行主体は、事業所の規模や生産・流通対象となる食品の種類によって異なり、保健省、商工省、農業農村開発省、又は関係省庁が決定した代表者のいずれかとなります³⁸。

7. 禁止行為及び処分

(1) 食品安全に関する禁止行為

法令上、食品の安全性の確保のために、とりわけ以下の行為が禁止されています³⁹。

- 食品加工に適さない原材料を用いた食品加工
- 許可を受けていない又は使用許可基準値を超えた食品添加物及び食品加工助剤の使用、食品生産又は取引における原材料の原産地の不明な化学物質又は禁止化学物質の使用
- 食品生産及び取引における疾病、伝染病で死亡した動物又は死亡原因が不明なまま処理された動物の使用
- 不適合及び/又は法令に違反した食品の生産及び取引
- 食品汚染を引き起こす輸送方法、有害物質の輸送後に十分な洗浄を行わずに行われた食品原材料及び食品の輸送
- 虚偽又は偽造した食品検査結果の提出
- 食品安全に関する事故の現場、証拠の隠匿、改ざん、隠滅、その他の食品安全に関する事故の発見及び救済を妨げる意図的な行為
- 感染症に罹患している者による食品の生産及び取引
- 法律に規定される食品安全資格認定書を有していない事業所における食品の生産及び取引
- 食品の安全性に関する虚偽の情報の掲載又は開示により、社会に悪影響又は生産若しくは事業活動に損害を与えること

³³ 通達 50 号附属書

³⁴ 政令 15 号第 11.1 条及び第 12.1 条

³⁵ 食品安全法第 34.1 条、政令 15 号第 11.2 条

³⁶ 食品安全法第 37 条

³⁷ 食品安全法第 34.2 条

³⁸ 食品安全法第 35 条、通達 43/2018/TT-BCT 第 6 条、通達 38/2018/TT-BNNPTNT 第 5 条及び第 17.1 条、政令 67/2016/ND-CP 号の改正政令 155/2018/ND-CP 第 2.3 条

³⁹ 食品安全法第 5 条

と

(2) 処分及び強制的な救済措置

上記の禁止行為に加え、食品安全規制に違反した場合は、法令に従って処罰されます。違反者は、違反の性質及び重大性に応じて、行政上又は刑事上の責任を負う可能性があります⁴⁰。

行政上の責任

行政上の責任の対象となる違反の種類は、非常に多岐にわたります。具体的には、(i)食品安全の確保条件に対する違反、(ii)食品の生産、取引、供給における食品安全条件に対する違反、(iii)輸出入食品に適用される食品安全要件に対する違反、その他食品の生産、取引、供給における食品安全条件に対する違反、(iv)食品安全の広告及び教育、食品検査、食品安全に関する事故のリスク分析、予防及び処理、食品原産地の追跡、不適合食品の回収及び廃棄に関する規制に対する違反等が挙げられます⁴¹。

上記の違反行為に対して組織に適用される行政罰の最大限度額は 2 億ベトナムドンですが、特定の違反については、限度額が設けられておらず、違反の対象となった食品の価値の最大 7 倍の罰金が命じられる場合もあります⁴²。また、違反行為の性質及び重大性に応じて、食品関連認定書の一時的な取消し(例えば、食品生産及び取引における食品安全適格性証明書の場合の取消期間は 1~6 か月とされています。)又は 1~12 か月間の営業停止及び違反行為の原因となった違反手段の没収等、追加的に罰が科される場合があります⁴³。

違反者は、上記の金銭的罰金及び追加的な罰以外に、違反行為の性質及び種類に応じて、一つ又は複数の救済措置を講じなければならない場合があります。例えば、不適合又は違反の対象となった食品、食品容器、化学物質、その他の食品関連品目、発行済み資料又は出版物の再輸出、廃棄、回収、使用目的の変更、食中毒の処理並びに食中毒者の検査及び治療に係る全費用の負担、違反に関する物証が消失した場合における当該価値に相当する金額の返還等が挙げられます⁴⁴。

刑事上の責任

食品安全に関する違反行為のうち、重大な結果をもたらすものについては、刑事責任の対象となる可能性があります。違反した製品の価値及び違反行為の重大性に応じて、5 億ベトナムドン以下の罰金又は 1 年~20 年の懲役が科され、1~5 年間にわたり一定の役職、職業、業務の禁止が命じられることがあります⁴⁵。

上記の行政上及び刑事上の責任に加えて、他人に損害を与えた場合には、違反者は法令に従って損害賠償責任を負うことがあります⁴⁶。

上記の通り、ベトナムの食品安全規制は一般的で曖昧な側面が多い一方で、これらの規制に関する詳細なガイドラインが存在しないため、規制を一義的に理解することが難しいと言わざるを得ません。本ニュースレターは、ベトナムの食品安全規制に関する基本的事項をご理解いただくための一般的な解説にとどまりますので、ベトナムの食品安全規制に関する詳細な情報が必要な場合は、弊所までお問い合わせください。

⁴⁰ 食品安全法第 6.1 条

⁴¹ 政令 115 第 1.2 条

⁴² 政令 115 第 3.1 条

⁴³ 政令 115 第 2.2 条

⁴⁴ 政令 115 第 2.3 項

⁴⁵ 2015 年刑法第 317 条(2017 年改正刑法により改正)

⁴⁶ 食品安全法第 6.1 条

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 